（外国人等事件相談窓口）

法律相談センター宛

Mail：sendai-yoyaku@senben.org

受付番号【　　】

※件名に外国人相談窓口とご記載ください。

※事務局使用欄

外国人等事件相談窓口申込書

申込日　　年　　月　　日

過去に外国人等事件相談を受けたことがありますか。	□今回が初めて。 □外国人等事件相談を受けたことがある。（今回が　　回目）

相談者	フリガナ			電話番号	国籍
	氏名		男・女・その他		
	〒			メールアドレス	生年月日
	住所				年　月　日
	相談者と申込者が異なる場合	フリガナ		電話番号	相談者との関係
		申込者氏名	男・女・その他		
	利用可能言語	□日本語　□その他（　　□通訳を手配しました（必須）。） ※原則として、相談申込者が通訳を手配し、通訳費用を負担する必要があります。			
	相談内容	□涉外家族問題（離婚、親権、相続等） □交通事故 □借金問題 □労働問題 □その他一般民商事 □在留資格 □難民認定 □刑事事件			
		【相談の概要】			
	申込種別	□面談相談　□受任弁護士紹介			
紛争の相手方	フリガナ			国籍	相談者との関係
	名前		男・女・その他		
	〒			備考（代理人の氏名等）	
	住所				

【弁護士記入欄】

担当弁護士名		相談日時	年　月　日（　）：　～　：□
相談結果	相談のみ　・　相談継続　・　直接受任　・　他機関紹介　・　相談に至らず		

受付完了後、相談担当弁護士からご連絡します（担当弁護士のスケジュール等により連絡が2，3日後になる場合があります）。

相談場所は、原則として相談担当弁護士の事務所になります（弁護士会館ではありません）。

相談料は、初回30分まで5500円。超過した時間もしくは継続相談の料金、又は依頼される場合の着手金は、担当弁護士にお尋ねください。日本司法支援センターの法律相談援助が利用できる場合があります（同センターの条件によります）。